

平成 28 年度第 1 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 28 年 7 月 25 日 (月)

13 : 00 ~ 14 : 30

場所 岩手県庁 議会第 3 会議室

平成28年度第1回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成28年7月25日(月) 13:00~14:30

2 開催場所 岩手県庁 議会第3会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

佐藤 勝 会長 須山 通治 委員 鷹 嵩 文昭 委員

三上 邦彦 委員 室井 麗子 委員 小野寺 佳代子 委員

今西 界雄 委員

[県]

風早総務部長 大槻理事兼副部長兼総務室長

佐藤法務学事課総括課長 岡部私学・情報公開課長 佐々木主任主査

平澤主査 阿部主任 横田主事 佐藤主事 中村主事

4 欠席者

久保 榮子 委員 新宮 由紀子 委員 福士 晴美 委員

5 署名委員

鷹 嵩 文昭 委員 室井 麗子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○佐々木主任主査

ただいまから平成 28 年度第 1 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の佐々木と申します。議事に入りますまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○佐々木主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、久保委員、新宮委員、福士委員が欠席されておりますので、委員 10 名中 7 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定数に達しておりますので、本日の会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、皆様がお座りの議席につきましては、私立学校審議会運営規程第 6 条におきまして、議席はあらかじめくじで定めることとされており、事務局におきまして、あらかじめくじを引かせていただいたものとなっております。名簿につきましても議席順に記載させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、風早総務部長から挨拶を申し上げます。

3 挨拶

○風早総務部長

平成 28 年度第 1 回岩手県私立学校審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様、こんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。総務部長の風早でございます。ただ今から、平成 28 年度第 1 回目の私立学校審議会を開催させていただきます。

まずもって、本年 6 月末日をもって 5 名の委員が任期満了となり、それぞれ再任又は新任の御就任をお願いしたところ、ご多忙にもかかわらず快くお引き受けいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から、本県の私立学校教育の振興に御支援、御協力をいただいております。改めまして感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災津波から、5 年 4 か月が経過しました。

本県では、本年を本格復興期間の最終年度、本格復興を完遂させる年と位置付け、一層、復興に向けた歩みを進めるために全力を尽くしているところであります。

また、地域振興、ふるさと振興についても力を入れることとしておりまして、「岩手で働いていただく」、「岩手で育てていただく」、「岩手で暮らしていただく」そういう取組を一層、進めております。

復興においても、こうしたふるさと振興においても、申し上げるまでもなく、未来の本県を担っていただく人材の育成が大切になっておりまして、そうした意味で私学教育に期待される役割はますます大きくなってきていると考えております。

本県といたしましては、引き続き、本県の特色ある私学教育に向けて、様々な取組を進め、教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

本日は、議題といたしまして、昨年度からの継続審議案件となりますが、中学校の設置計画について御審議いただくこととしております。

委員の皆さま方におかれましては、本県の私立学校教育の充実のため、専門的、大局的な観点から御意見をいただければと考えております。

何卒よろしく願いいたします。

4 委員紹介

○佐々木主任主査

続きまして、5名の委員の皆様が任期満了となり、委員に異動がございましたので、岡部私学・情報公開課長からご紹介申し上げます。

○岡部私学・情報公開課長

私学・情報公開課長の岡部でございます。本年6月30日を持ちまして、任期満了となる委員がございましたので、7月1日付けで、新任・再任を合わせて5名の皆さまに委員に御就任いただいたところでございます。今回が新しい体制での審議会の第1回目ということでございますので、お手元の審議会資料に添付しております岩手県私立学校審議会委員名簿の記載順に御紹介させていただきます。

須山通治委員でございます。

佐藤勝委員でございます。

久保榮子委員でございますが、本日、御欠席でございます。

鷹嘴文昭委員でございます。

本年7月1日付けで御就任いただきました、新任でございます。

三上邦彦委員でございます。

本年7月1日付けで御就任いただきました、新任でございます。

室井麗子委員でございます。

本年7月1日付けで御就任いただきました、新任でございます。

小野寺佳代子委員でございます。

今西界雄委員でございますが、本年7月1日付けで再任でございます。

新宮由紀子委員でございますが、本日、御欠席でございます。

福士晴美委員でございますが、本日、御欠席でございます。本年7月1日付けで御就任いただきました、新任でございます。

次に、事務局職員を紹介いたします。

風早正毅総務部長でございます。

大槻英毅理事兼副部長兼総務室長でございます。

佐藤一男法務学事課総括課長でございます。

私学振興担当の佐々木主任主査でございます。

平澤主査でございます。

阿部主任でございます。

横田主事でございます。

佐藤主事でございます。

中村主事でございます。

私が私学・情報公開課長の岡部でございます。よろしくお願いいたします。

5 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

○佐々木主任主査

それでは、議事に入りたいと存じます。参考資料の1ページ、私立学校審議会運営規程を御覧いただきたいと存じます。

岩手県私立学校審議会運営規程第3条第1項で、会議の議長は会長が務めるものとされておりますが、第3項において、「会長の任期は2年とする。」とされておりますので、互選を行う必要がございます。

また、第4条に規定する会長職務代理者についても、委員の任期が満了し退任しており、互選を行う必要があります。

つきましては、新会長が選任されるまでの間、暫時、私が進行役を務めさせていただきます。

会長につきましては、私立学校法第13条第2項におきまして、「会長は、委員が互選した者とする。」とされてございます。

会長職務代理者につきましても、岩手県私立学校審議会運営規程第4条第2項により、会長に係る規定が準用されております。

また、慣例によりまして、会長には、各都道府県の審議会から1名選出することとされている、全国私立学校審議会連合会の理事も兼ねていただいております。

それでは、次第4議事の(1)、会長及び会長職務代理者の互選に入らせていただきます。まず、選任の方法についてお諮りします。いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

「事務局案」の声

○佐々木主任主査

ただいま、「事務局案」との御意見がございましたが、皆さま御異議ございませんでしょうか。それでは、それでは、ご異議がないようですので、岡部課長から事務局案をお示しいたします。

○岡部私学・情報公開課長

事務局案としましては、会長に佐藤委員、会長職務代理者は三上委員にお願いしたいと考えております。

○佐々木主任主査

会長は佐藤委員、会長職務代理者は三上委員という案でございますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

それでは、ご異議がないようですので、会長は佐藤委員に、会長職務代理者は三上委員にお願いいたします。

会長に選出されました佐藤委員は、会長席へご移動いただき、ご挨拶をお願いいたします。

○佐藤会長

引き続きまして、会長の職を務めさせていただくことになりました。委員の皆様方には、御協力をいただきながら、この審議会の運営を円滑に進められるようがんばりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、佐藤会長にお願いいたします。

(2) 議事録署名委員の指名

○佐藤会長

それでは、まず最初に議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。

議席番号4番の鷹鷲委員と議席番号6番の室井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

協議に入ります前に、当審議会の会議の公開について確認いたします。参考資料の2ページにございます県の審議会等の会議の公開に関する指針、これによりまして、原則として公開で行うとされております。また、指針に定める非公開事由に該当しないものと判断されますので、これを公開することにしたと思います。よろしいですか。

「異議なし」の声

それでは本日の審議会は公開といたします。

なお、本日の会議録及び資料につきましては県のホームページに掲載されますので、念のため、申し添えます。

(3) 協議事項の審議

議案第1号 中学校の設置計画について

学校法人龍澤学館 (仮称) 盛岡中央高等学校附属中学校 (盛岡市)

○佐藤会長

それでは協議事項の審議に入ります。議案第1号 中学校の設置計画について審議いたします。事務局から説明願います。

○岡部私学・情報公開課長

議案第1号について、資料は1ページをお開き願います。

(仮称)盛岡中央高等学校附属中学校の設置計画についてでございます。

本件につきましては、平成 27 年 9 月に開催いたしました審議会において、継続審議となった案件でございます。委員の半数が改選されておりますことから、改めまして、計画の概要を御説明申し上げます。

なお、今回、お諮りする内容につきましては、中学校の「設置認可」の前段階に当たる、「設置計画の協議」となるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

設置者は、学校法人龍澤学館でございます。

同法人は、盛岡市内に盛岡中央高等学校のほか、専修学校や幼保連携型認定こども園を設置してございます。今回、盛岡中央高等学校の附属校として、新たに中学校を設置しようとするものでございます。

中学校の位置ですが、盛岡中央高等学校の敷地内を予定しており、平成 26 年度で学科廃止された「自動車工学科」が使用していた自動車整備場と車検場を取り壊し、その跡地に中学校本校舎を建設する予定としてございます。

開設の時期は、平成 30 年 4 月 1 日を予定してございます。

設置の目的は、「国際人としての人材育成や学力向上に向けた教育体制を可能とする中等教育を、盛岡中央高等学校と強力な連携・協力体制をもって実現させる」というものでございます。

収容定員ですが、1 学年当たりの定員は 2 学級 70 人で、総定員は 6 学級 210 人の計画となっております。

続きまして、施設の概要及び創立当初の財産について、まず、校地ですが、盛岡中央高等学校の敷地内とされており、法人が所有するものでございます。

次に、校舎ですが、先ほどもご説明しましたが、高校敷地内の自動車整備場及び車検場を取り壊し、跡地に建設する予定でございます。

また、自動車工学科の実習棟を、新たに音楽室・美術室等の特別教室棟として整備し、高等学校と共用することとしてございます。

その他にも、高等学校本校舎の空き教室を中学校の普通教室として活用する予定としており、中学校校舎としての総面積としては 2,522 m²と、中学校設置基準である 1,620 m²以上の基準を満たすものであります。

次に、資料の 2 ページに移りまして、運動場についてですが、敷地内に設置基準である 3,600 m²を満たす運動場を確保している状況でございます。

なお、体育館については、盛岡中央高等学校との共用となります。

次に、校具・教具についてですが、机、椅子等の学校備品のほか、各教科の学習指導用具等の整備を予定しており、必要な数量を確保する計画となっております。

続きまして、教職員の採用予定についてですが、教職員は 3 か年計画で採用を進めていくこととしており、開設年度は教員 11 名のうち専任教員 5 名、兼任教員 6 名、2 年次は教員 15 名のうち専任教員 8 名、兼任教員 7 名、3 年次には教員 20 名のうち、専任教員 11 名、兼任教員 9 名を見込んでおります。設置基準では、教員の数は 1 学級あたり 1 名以上とされておりますので、基準を満たすものであります。

収支予算については、開設予定年度である平成 30 年度は、収入は生徒納付金等 7585 万 5 千円を見込

んでおり、支出については人権費、教育管理経費等で7585万5千円を見込んでおります。平成31年度については、収入は生徒納付金等で1億462万5千円、支出は人件費等で1億462万5千円を見込んでおります。

なお、収支予算について審査しましたところ、提出された負債償還計画書及び設置後2年間の収支予算書より収支の均衡が保たれており問題がないものと確認しております。

続きまして、資料の3ページをお開き願います。

学校法人から提出されました計画内容について、中学校設置基準に基づき審査を行った結果、設置基準に沿ったものと認められたことから、本日の審議会におきまして、委員の皆さまの御意見をお伺いするものでございます。

続きまして、資料の5ページをお開き願います。

中学校設置の趣意につきまして、その一部を抜粋して申し上げます。ページの中ほど、2段落目をご覧ください。

「全国で高等学校への進学率が97%を超え、高校が義務教育化した今日、中学・高校教育を一体化した学校をつくり、高校受験の重圧からの解放と中等教育の多様化を図ることの意義は大きい。また、心身ともに成長する6年間で、同じ教育理念と校風の安定した教育のもと、個性や資質に応じて、その長所を伸ばすことができる中等教育への希求は県内でも高まってきている。また、思春期における教育の一貫性が欠けていることなどに起因する中学生の諸問題を、精神面から解決してくれる効果も大きい。」

また、6ページに移りまして、ページの中ほどとなりますが、「大学全入時代」が到来した今こそ生徒たちの真の学力向上を図り、夢の実現に向けて確実な一歩を踏み出す意義はより深く、また、教育現場において学習面や規律面などをしっかりサポートできる6カ年教育を可能とする中等教育機関の運営を期待している保護者など、関心を持ち後押しする関係者は少なくない。」とされております。

最後の段落ですが、「国ではグローバル・リーダーを育成する先進的な高校を指定し、外国語とくに英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援している。盛岡中央高等学校は、スーパーグローバルハイスクールの指定を目指しており、国際人としての人材育成や学力向上に向けた教育体制を可能とする中等教育を盛岡中央高等学校と強力な連携・協力体制をもって実現させたいと考え、附属中学校の設置を発意した。」としているところでございます。

続きまして、資料の7ページをお開き願います。

教育方針等についてですが、盛岡中央高等学校の建学の精神「独立進取 研鑽努力」を旨としながら、「岩手県、日本、世界を切り拓く、次世代を担う人材を育成する」ことを教育理念に、また、「たくましい自主的な精神を養う」、「旺盛な探究心や洞察力を育む」、「共生の心を持った国際的な感覚・能力を育む」ことを実践目標に掲げてございます。

また、「より質の高い確かな学力の育成」、「世界に情報発信できる能力の育成」、「やさしい心、豊かな感性、たくましく生きる力の育成」を教育方針としてございます。

続きまして、資料の8ページをお開き願います。

設置場所の選定理由についてであります。計画する設置場所は、盛岡中央高等学校の敷地内ということで、「教員、教材・教具、校舎の共用」など、学校法人が持ち合わせている教育資源を十分に活用できるという利点がございます。

また、高校がある盛岡市みたけ地区は、地域住民の方々の学校に対する理解も深く、学校教育活動に対して常日頃から協力支援をいただくなど、安全で安心した学校運営ができる環境であることなどを総合的に判断し、選定されたものでございます。

続きまして、資料の 16 ページをお開き願います。

教育需要についてでございますが、下から 2 段落目となりますが、法人としましては、「建学の精神、教育理念、教育方針を教育実践の基本とし、魅力ある教育を実現するために教育サービスに熱心に取り組む姿勢や指針を示すことや、公立中学校にはない特色を明確に打ち出すことで、盛岡市内と周辺地域を中心に県内に潜在している私立中学校入学希望者とその保護者の関心や共感を頂きながら、教育需要を掘り起こして参りたい」と考えているところでございます。

続きまして、18 ページをお開き願います。

生徒の確保の見込みについてでございますが、参考資料 1 の表は、小学校在籍者数の推移を表したものです。ご覧のとおり、県全体としては、やや減少傾向にあるものの、盛岡周辺地域では概ね横ばいの状況となっているところでもあり、法人としましては「教育需要の掘り起こし」を推進し、生徒の確保に努めるとしてございます。

続きまして、資料の 37 ページをお開き願います。

関係機関からの意見についてでございますが、中学校設置予定地であります盛岡市の教育委員会と、関係団体であります一般社団法人岩手県私学協会から、それぞれ昨年度に意見を頂戴したところでございます。

盛岡市教育委員会からは、「盛岡市の人材育成の方向性と私立中学校の教育理念は同一の方向性であり、将来的に盛岡の発展に結びつくものとする。設置が予定される市の北西部は、学校教育に対する住民の関心が高い地域でもあり、私立中学校の新設に対する期待は高いと予想する。中学校受験という早い段階での競争などマイナス面も予想されるが、進学の実績が増えることや早期からレベルの高い教育が行われることは、児童生徒やその保護者にとって良いことと考え、私立中学校の新設を承認する。」との意見を頂戴しております。

また、一般社団法人岩手県私学協会からは、「少子化の中で、現存の私立中学校等への影響や生徒数の動向、公私立学校の役割分担などを総合的に勘案の上、しっかりと御審議をお願いする」との趣旨で意見を頂戴しております。

続きまして、資料の 38 ページをお開き願います。

今回、新たに中学校設置予定地に隣接する滝沢市の教育委員会から意見を頂戴しております。

滝沢市教育委員会からは、「計画箇所隣接する滝沢市地域においては、子育て世代の定住が進んでおり、一定の進学需要があると考えられる。中学校の設置は、滝沢市域の子供たちの教育を受ける機会が多様化し、選択肢が増えるものとする。附属中学校の設置計画について、特段の異議はない」との意見を頂戴しております。

以上のことを踏まえ、県としましては、今回の中学校の設置計画は妥当であると考えておるところでございます。

なお、昨年 9 月の審議会においては、盛岡中央高等学校の定員超過の問題が取り上げられ、新設中学校も高校と同様に定員超過するのではないかといった懸念や、県が高校の定員超過に対する指導を行っ

ているにも関わらず具体的な成果が得られていないことなどについての御指摘があり、審議会の総意として継続審議となりました。

県では、こうした懸念や御指摘を少しでも解消すべく、県と学校法人龍澤学館とで検討を重ねて参りましたが、盛岡中央高等学校の平成 28 年度の入試結果は、これまでの定員超過の状況を改善するに至らない内容でありました。

県といたしましては、当審議会の御意見等を踏まえ、いっこうに改善が進まない定員超過の現況に対処するため、まずは、これまでの本県における定員遵守へ向けた指導や運営費補助金における誘導施策などを点検して参りました。

本日、お配りいたしました資料「私立高等学校運営費補助金の配分について」をご覧ください。

高等学校運営費補助金は、学校法人が私立学校を運営する場合に要する人件費、教育管理経費などの経常的経費に対して交付するものであり、平成 27 年度は高校 13 校に対し、約 20 億円交付しております。このうち 10%、約 2 億円を定員遵守割として配分しており、定員を超過している学校に対しては、その超過度合いに応じて、少なく配分する仕組みとなっております。

例えば、定員を遵守した場合の交付率を 100%といたしますと、定員に対する実員の割合が 121%で交付率は 70%、実員割合が 141%で交付率は 30%などと、段階的に少なく配分しております。

この仕組みが現状に照らして十分なのかどうか評価すべく、他県や国の対応、動向などを調査いたしました。

まず、北海道・東北の各県等においては、定員超過に対して、いずれの県等においても、本県同様に、補助金の減額措置で対応する仕組みを整えておりました。

本県の仕組みについて、北海道・東北の各県等と仕組みと比較したところ、本県の減額措置は、相対的に厳しい内容とは言えないものであることがわかりました。

次に、国における取組を調査したところ、大学の入学定員の超過の是正を図るため、例えば、定員 8 千人以上の大規模校の場合、平成 27 年度では入学者が定員の 1. 2 倍以上で経常費補助金を不交付とする厳しい扱いであったものを、更に段階的に見直しを図り、平成 30 年度には、定員の 1. 1 倍以上で経常費補助金を不交付とするなど、定員超過に対する取扱いを一層、厳格化しております。

これらのことから、当該法人に対して、これまで以上にしっかりと定員を遵守するよう指導に努めることに加え、他県や国の動向も踏まえ、これまでより踏み込んだ補助金の減額措置を検討して参りたいと考えております。

なお、冒頭にも申し上げましたが、今回の議題は、いわゆる 2 段階審査の 1 段階目の「設置計画の協議」に当たるものでございます。

今回お諮りしております設置計画について、本日の審議会での御了承が得られた場合において、初めて学校法人では、本校舎の建築、教職員の採用など開校に向けた具体的な準備に入れるものでございます。

その後の手続きとしましては、学校開設予定年度、これは平成 30 年度となりますが、その前年度である平成 29 年 7 月末までに学校設置認可申請を行い、その内容について県において改めて審査を行い、その後の実地検査を経た上で、平成 29 年 9 月に開催を予定します私立学校審議会において、認可申請内容について御審議いただくものでございます。

このような、いわゆる2段階審査の手続きであることをお含みいただき、現時点での設置計画が認可基準に照らしてどうかといったこと等について、専門的、大局的な見地からご審議賜りますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○佐藤会長

継続審議ということもあり、詳しく御説明いただきましたが、質問等はありませんか。

○今西委員

資料2ページの屋外運動場の面積が3,680㎡であるのに対して、3ページでは3,670㎡とあるが、どちらが正しいか。

○岡部課長

3,670㎡が正しい数字でございます。資料2ページについては、3,670㎡が正しい数字でございます。大変失礼いたしました。

○佐藤会長

先程の説明では、前回の審議会での意見についても説明がありましたが、その辺で何かありませんか。

配分方法について、補助金総額の1割に当たる2億円を配分することになるが、定員内実員とはどの数字を言うのか。

○岡部課長

計算式の分子、分母ともに、超過している高校については、定員を、超過していない高校については、実員を指します。

○佐藤会長

次に、交付率であるが、定員に対する実員の割合が、111%の場合は、先程の定員内実員に0.9を掛けることになるのか。

○岡部課長

そのようになります。

○佐藤会長

盛岡中央高等学校の定員超過が毎年、みられるので、なんとか改善してはどうかという意見と1学級から始めてはどうかという意見、関係する滝沢市のようなところから意見を聴いてはどうか、現行の岩手中学や白百合中学への影響はどうかということで、更に検討を深めましょうということで県にお願いをした訳だが、それを踏まえ、先程、課長からの説明があったが、何か意見はありませんか。

県においては、チェックリストにより全て基準をクリアしている。あとは、審議会の問題になった事

項について、法人側に徹底しますということだと思うが。

私立学校審議会としては、知事が認可するに当たって、意見を聴いて判断しましょうということですから、意見を述べることも可能だと思いますが。県も一生懸命やられていると思いますが、盛岡中央高等学校の改善がなかなか見えない。現在も減額措置を講じているが、それを見直そうというお話しですか。

○岡部課長

現状は、資料にお示ししたとおりですが、他県等の状況について説明いたします。

ひとつの県では、定員超過の状況に応じて補助金の20～50%を減額するというところがございます。もうひとつの例としては、一人当たりの運営費単価に定員を超過した人数を掛け、補助金総額から減額するといった取扱いのところがございます。その他、定員を超過するごとに、2%ずつ補助金を減額するところなどがありました。

○須山委員

現在、盛岡中央高等学校は、どの程度、定員をオーバーしていて、補助金は、どの程度、減額されているのか。

○佐藤総括課長

先ほどの説明に補足しますが、北海道から新潟県までの8道県を比較してみました。減額措置のやり方は様々ですが、具体的に定員超過した場合を想定して、本県の減額措置と影響額を比較してみたところ、本県は下から3番目くらいに緩い状況です。

それから、仮に、盛岡中央高等学校が定員をきっちり守った場合と現状を平成26年度のデータで比較すると、補助金額の差は約1,400万円となります。

○須山委員

実際に減額されていたのか。

○佐藤総括課長

ルールに基づいて約1,400万円少なく出している。仮にきっちり守っていれば、1,400万円プラスになる。定員オーバーの場合は、交付額が少なくなっていくものです。

○佐藤会長

減額するテクニク的なものは県が配分する上でのルールなので、できれば実のある処置の方法、妥当性のある減額措置を見直してもらえばいいと思うが、いくらにするかは県が判断することで、我々からとやかく言えない。ただ、いつまでも入学定員を上回っていることが行政指導の対象であることには間違いがない訳で、県にしっかりやってくださいということかと思うが。

○須山委員

高校では定員超過がずっと続いている。それが、今年の春の入学者についても全然、改善が見られなかった。なぜそれが守られないのかという原因を知りたくて質問をしている。もうひとつ聞きたいのが、定員を守った場合よりも1,400万円少なく配分されているとのことだが、逆に定員をオーバーすることにより、入学金や授業料がどのくらいプラスになっているのか知りたい。その兼ね合いで入学定員を守っていないのではないかという推測がはたらく。いくら補助金のところで調整したとしても学校としてプラスになるとすれば、中学校でも守られない可能性は十分あるのではないかと思う。それは審議会にとって議論すべき事柄ではないか。

○佐藤会長

おそらく額のバランスはとれていないと思う。入学金、授業料がかなり入る訳ですから、その辺も含めて県で改善を検討されるということですね。

○岡部課長

相対的なところを再度確認して、より定員が遵守されるような制度に改善したいと考えている。

○佐藤総括課長

先程の答弁を一部訂正させていただきます。1,400万円と申し上げましたが約1,900万円でした。

定員超過分を何人とみるかによりますが、例えば、一人当たりの授業料等が40万円だったとして、100人超過したとすれば4,000万円の収入増となります。それに対して1,900万円の減額となります。いくらの超過でどれだけ収入が増えるのか、我々もそこはよく見ながら、どういう措置を講じることによって誘導策として機能するのかというところを検討していきたい。

○佐藤会長

かなりの開きがありますね。だからといって中学がそのようになるのではとの推測、憶測ができていても実際にどうなるかは分からない。そこを、県が強く指導するという。やはり是正させるべき事項ですから、中学も一緒に超過するという事になれば、大変、遺憾である。ここを、どういう形で、今後、県が指導するのかということ。私立学校振興助成法で明文規定があり、是正を求めることができるなど、強く規定されていると思う。

○室井委員

先程、新潟県を含む8道県のペナルティの状況を調査したということで、岩手県よりも相対的に他県の状況が厳しいとのことであったが、他県の場合、ペナルティの措置が定員超過の改善に効果があったのか。

○佐藤総括課長

大幅な定員超過の実態は、そうあるものではありません。制度は用意していても、きっちり守られて

いるというのが大半である。一部聞くところによると、北海道では減額措置を受けている学校があるとのこと。

○室井委員

補助金の減額措置のみで、定員超過に対して是正措置の効果があるのか。

○佐藤総括課長

本県の私学の場合は、補助金が経営に占める割合は約4割であり、補助金が減額されるということは経営にとって大変痛い。国の動向を見ても、今後、数年間で段階的に厳しなっていくものであり、国の補助金としての誘導策は極めて強力なものと理解している。

○今西委員

ペナルティとして1,900万円ほど減額しているということで、今年も改善がみられないということは、ペナルティがペナルティとして役割を果たしていないということになる。増員した方がペナルティよりも有利だから増員をする訳で、ペナルティが大きくなればそれは減ることになる。増員した場合と同じくらいの金額のペナルティでなければ減らないと思う。それくらい思い切ったことをしないとペナルティの意味がないと思うがどうか。

○佐藤総括課長

定員の超過の今後の状況と、学校法人ですのでしっかり学校を経営、運営していただかなければなりませんので、そこを良く見据えながら、今後、定員超過がしっかり改善されるような仕組みを検討したいと思います。

○佐藤会長

なかなか難しい問題で、これをもって定員超過が解消されるのか、そう簡単ではないと思うが。今は一定割合の中でかなり緩いものとのことだが、例えば、一人当たり何十万円という減額ができるものなのかどうか。むしろ、定員を見直すべきではないかとの意見もあると思う。

○佐藤総括課長

今の点についてでございますが、盛岡中央高等学校においては、平成15年の1月の私立学校審議会におきまして、現状の720人の総定員を960人に増やしたいという計画を出しましたが、この時、既に定員を大幅に超過している実態があり、審議会ですとされなかった。その時から比べても、全体の生徒数は減少しており、我々としては、現時点で、そのような申し入れもございませんが、定員を超過していることをもって、定員増を追認すべきとは考えておりません。

○佐藤会長

2018年問題もあり、子どもの数はどんどん減っていきますから、この時期に定員を増やすのはどうか

ということがあると思う。

今回、指導したにもかかわらず、残念ながら今年も超過している。県はさらに強く指導し、効果あるようなかたちで、例えば、ペナルティの基準を他県の状況も見ながら改善していくというようなことと、龍澤学館でも超過するところに何か理由があるのではないか、解消方法にさらに手を加えることができるのではないか。そういう指導も一層徹底するということをお願いしてみたらと思う。中学校の設置そのものについては基準に合致することから、計画を進めても良いのではないかという感じですが、いかがでしょうか。

○須山委員

先程の説明では、来年の7月までに設置認可申請が出て、来年9月の審議会において審査と言うことでしたが、設置認可という意見を知事にあげるということですね。

○岡部課長

そのとおりでございます。

○須山委員

福岡地裁の裁判例で、平成元年3月22日のものを事前に見てきましたが、代々木ゼミナールが各種学校を設置することについて県が過当競争になるとして不認可処分をしたが、それに対する予備校側の処分取り消しの訴えに対して、処分を取り消すとする判決がある。これは過当競争になるからという理由で県側では不認可にしたが、予備校なので状況は違いますが、各種学校だから、裁判所は職業選択の自由に基づくということでの設置の自由があり、過当競争云々ということは理由にならないのではないかと判決があった。ここの最後のところで、生徒の教育を受ける権利を実質的に保障するという観点から知事に一定の裁量権があることは当然であるとしている。本件は、中学校で義務教育に属する部分であり、設置認可基準は予備校より厳しくして然るべきであり、生徒の教育を受ける権利にまさに影響する部分である。定員超過の問題というのは結局、本来、定員内で入った生徒にとってはみれば、例えば、1.4倍の定員超過であれば、自分がちゃんと受けられる教育環境が4割減になっていることになる。生徒の教育を受ける権利という観点からも、県は定員超過の問題をもっと厳しくみていただかないと問題があるのではないかと思っている。単に補助金で、先程、今西委員がおっしゃったような、ペナルティが弱く儲かるからやっちゃえという動機づけを与えるような指導ではなく、教育を受ける権利を侵害しているのではないかという視点から指導していただきたい。私はそれでも解消されないのなら、来年9月の審議会でも反対意見を言おうかなというくらいの気持ちでいます。裁量権が認められているので、基準を満たしているからOKなんだという訳にはいかない。

○佐藤会長

他の委員の皆さんはどうですか。

○三上委員

ここ数年、定員超過をしているとの話であり、今年も超過した訳ですが、法人ではその理由についてのどのように説明しているのか。

○岡部課長

法人から聞いたところによると、志願者が前年と比較して500人程多く、その殆どが県立高校との併願であることから、普通科全体の合格率及び入学者数についての確な予想ができなかったと聞いている。

○三上委員

本年度の状況はそのようなことかと思うが、それ以前の状況はどうか。

○佐藤総括課長

例年、同じような説明でありまして、全体の入学者見込、それに対する合格率の確な予想ができなかったとの回答であります。

○佐藤会長

先程、須山委員から判例の話がありましたが、今回、龍澤学館からは中学校の設置について申し出があったもので、学校法人への指導ということから、高校の部分における定員超過が解消されないということが前回の審議会委員の中から話が出たことに端を発している。話をベースに戻すと、中学校の設置については、基準が満たされているということであれば、県側からすれば、高校の定員超過からダメだとするのは難しい感じがする。

○須山委員

附属中学ということは、中学校の生徒がそのまま一貫教育として高校に上がるという前提ですよ。

○佐藤総括課長

附属中学となっていますが、中高一貫を将来的に目指したいという段階で、別々の学校となります。附属中学であります中央高校に進学しなくてもよく、公立高校を受験しても良いというものであります。

高等学校の定員超過については、私立学校振興助成法でも是正命令などできるようになっておりますが、我々もきっちり指導しつつ、補助金等の措置を見直して参ります。別の新たな中学校をつくるということについては、基準を満たしたものを新設することなので、しっかり設置、運営していただくということで、中学校は定員超過しないよう指導して参ります。

御指摘のございました高等学校の問題については、県としても全力で解消に向け努力していきたい。

○佐藤会長

私立学校振興助成法での是正命令の対象は、定員を超過している高等学校の部分ですね。中高一貫教

育ではないとしても、想定されるのは、そこの中学校を卒業すれば、中央高校に入学することは十分に考えられるし、関連性は強いと思う。なかなか解消については、県も悩んでいると思うが、ペナルティよりも龍澤学館へ接触して指導を強め、努力を求めればと思う。ペナルティそのものも、もちろん改善しながら。先程、話があったように、ペナルティよりも入学金や授業料をもらったほうが得策だというような発想であれば、全然、反省していない。もちろん、そんな気持ちはないと思うが。先程、岡部課長が言ったように、高校の場合は、公立高校との併願で予測がつかない部分があるが、中学生は、確実に公立の中学校に行くことができるので、理屈の上では、超過することは考えられない。

○三上委員

大学は、中学校や高校とは様子が違いますが、先程、受験者数の予測がつかないという話がありましたが、大学は、毎年、受験生が増減するので予測がつかない。ただし、毎年、採る範囲は、毎回、会議でかなり議論して、原則、最低ラインでおさえるというのが当然の発想だと思うが、志願者数の多い、少ないはあっても定員のどのくらいまでということは、学校法人の良識が問われるわけですが、その辺のところを具体的に説明がありましたでしょうか。

○佐藤総括課長

細かい分析内容については、説明はありませんが、我々としては、これまでの経験を踏まえて綿密なデータ分析をすれば、このような凄い超過は発生しないと思っており、我々もこれまで以上に言わせていただかなければならないと思っています。

○三上委員

具体的話はあまりないということですが、先程、会長から話があったように、きちんと話し合っただけで変えてくれるのであれば、それに越したことはないのですが、どれくらい詰めているのかということがあると思う。ペナルティとなれば、当該校だけではなく、私学全体に及ぼす影響があるので、先にもう少しやるべきことはあるのかなと思う。

○今西委員

中学校の設置基準は満たしているのですが、基本的には賛成です。ただ、先程、須山委員がおっしゃったとおり定員超過していることについては、一人ひとりの教育効果が減るということはあると思う。同じ法人が経営しているので、中学校もひょっとしたらそうなるのではないだろうかとの懸念はある。来年の高校の入学者数がどうなっているかによって、9月の審査の際に反対意見も出ると思う。そういうことを踏まえて進めていかないと子どもの権利を守るのかという点で大きな疑問としてある。その辺はきっちり、県の方で龍澤学館とペナルティの部分は協議していただきたい。

○須山委員

繰り返しになりますが、入学者数の見込みが外れるというが、1年2年ならともかく、10年20年になる。4割、5割も見込みを間違えるというのは、教育者として資質に問題があると思う。設立趣意書

にも誤字がある。ここは、きっちり県から示していただきたいと思う。

○佐藤会長

超過解消については、これまでの長年の状況を見ていると、特定の高校については、解消に努力はしているだろうけれども、結果的には、常にかんりの数の超過を出している。それに対して、県は減額の措置を講じながら、指導もしてきたけれども、解消されない。そういうことを踏まえれば、県は一層、是正する必要がある。教育の質の低下に結び付きかねないので徹底してもらおうということ。

それから、新しい校舎を建設するというので、その建設に要する期間を見なければならない。一応、この計画で進むとすれば、計画自体は了承せざるを得ない。ただし、定員超過の解消については、更に詰めて。例えば、来年の結果を見てでは、去年の継続審査と同じことになりかねないので、相手方も困るだろう。かなり真剣に審議会においては議論がされて、単に認可する、しないという問題で議論されたのではなくて、先程、須山委員から発言があったように、法人そのものの姿勢なり、質そのものも問われかねないということまで踏み込んで議論があったので、是正措置を講ずるようにしっかりとやってくれと言う。審議会でかなりきつい意見があったと言っていたので、法人に対しては指導してもらおう。

減額については、そこだけターゲットにして改善するのではなく、大きい場合にはどうするかなどを想定されながら改善案を検討されたら良いと思う。改善そのものについては、所轄庁である県がどうかということであり、内容については県にお任せしたいと思う。

認可しない、承認しないというようなことは、今の状況ではなかなか言えないと思うが。意見を付すというか、我々の気持ちとして。

私立大学の場合は、超過定員に関しては、東京への一極集中を避けるためのひとつの方法でもあるが、岩手大学の場合は、外部評価として超過定員はどうか、認証評価としてかなり厳しい指摘を受けたりするが、私立学校の場合は外部からの評価はないかと。ただ、保護者や高校生、中学生等関係者には、十分に説明する責任があると思う。県に説明すると同時に、何か言われた場合の状況説明は、龍澤学館でもやるべきだと思う。実効ある結果を示してほしい。

時間が大分、経ちましたがいかがいたしましょうか。今のようなことを嚴重にお話ししていただいて、同時にその改善のための補助金の在り方を改めて検討してもらいながら、滝沢市とか盛岡市もどちらかという賛同しておりますし、計画については了承するという方向で出してみたいかがでしょうか。

1回審議会を待つとあと1年、設置がずれるということもありますし、須山委員はどうでしょうか。

○須山委員

会長がそのようにおっしゃるのであれば、来年の9月の審議もありますし。

○佐藤会長

その時に、どのような結果が出ているか。30人、10人多い少ないとかでマル、バツをつける訳ではないが、姿勢としてはそこを徹底してほしい。定員超過が何年と続いている。平成16年からか。

○佐藤総括課長

平成15年1月の当審議会の時点で既に超過しており、平成4年頃に現在の盛岡中央高校になったと思うが、このスタート時点で、やや超過していたものがエスカレートしてきた。

○佐藤会長

行政当局、所轄庁に対しては、対象法人に対して徹底した指導をしてほしい。その指導については、単に言葉でどうこうではなく、トップを呼んででも良いから、きっちりと。先程、三上委員から発言があったように、自らの分析とか、改善案を真剣に考えてほしい。改善案をもらったらいい。

一方では、全体として、定員を超過した場合は、こうしますと、A校、B校に対してということではなく、全体に対して適用できるようなペナルティについて、改善する方向で見直しを図る。このように審議会において、了承するけれども、意見を付す、附帯意見という例はあるのですか。

○佐藤総括課長

かつて、当審議会でも附帯意見が付された案件がございます。

○佐藤会長

知事から諮問を受けた際は、審議会として意見を述べるというのが原則ですので、それに当たると思いますので、そのようなことで、今回、了承するということがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どういう形に取りまとめるかは事務局にお願いして、その際、私に読ませていただいて、私に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○佐藤会長

今回は、二段階審査のうちの第一段階で、来年の7月に認可申請があつて審議の後、30年の4月1日には開校に至るかもしれないということですね。

○岡部課長

来年の7月末までに学校設置の認可申請が出てくることになります。

○佐藤会長

物理的なものがそれまでに出来ていないと認可申請できないということですね。

○岡部課長

はい。

○佐藤会長

今回了承すると、法人の方では工事を計画どおり進めるということになります。須山委員からも発言がありましたが、来年の認可申請があったときに定員超過が解消されないときは、理論的には。

○須山委員

私は本気です。実際に生徒の教育を受ける権利が侵害される恐れがあると思えば、当然、審議会が不認可の意見を出さなければならないのではないのでしょうか。

○佐藤会長

そういうこともあと、さらに強く指導できますね。

○須山委員

それがなければ、審査は何の意味もないのではないのでしょうか。

○佐藤会長

文面もどのような形が良いのか、私の方で見させていただいて、了として出すことにします。ただ、現実にスタートするということはあるんですね。結果、認可をもらえない状態になれば、法人に降りかぶってくることになります。ただ、理論的には、我々の審議会の意見をどうするかは、知事の判断にもよることになります。それでは、そのようなことで取りまとめて、今回は了承することとします。

5 報告事項

平成 27 年度第 3 回私立学校審議会答申に係る審議事項について

○佐藤会長

報告事項について、事務局から説明願います。

○岡部課長

お手元の報告事項資料の 1 ページをお開き願います。

平成 27 年度第 3 回私立学校審議会答申に係る審議事項についてでございます。

この資料にありますとおり、本年 3 月に開催いたしました審議会において、御審議いただきました 1 の学校、幼稚園の廃止認可、つつみ幼稚園、真城幼稚園、久慈幼稚園の幼稚園 3 園分について、平成 28 年 3 月 31 日付で認可、また、2 の学校、専修学校の廃止認可、盛岡調理師専門学校につきましても、同様に認可させていただきましたので、ご報告いたします。

○佐藤会長

ただいまの報告事項に質問等ございませんか。

6 その他

○佐藤会長

次に、会議次第6のその他ですが、事務局から何かありますか。

○岡部課長

本日は、大変ありがとうございました。今年度第2回の審議会の日程についてでございますが、本年9月上旬から中旬で、調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤会長

それでは、以上をもちまして本日の審議회를終了いたします。ご協力ありがとうございました。